只木ゼミ後期第3間検察反対尋問レジュメ

文責:1 班

- 1. 弁護レジュメ 1 頁 18 行目において、「相当の対価を得ている場合などにおいて 5 占有・支配の喪失だけで財産的損害を基礎づけ」ると形式的個別財産説を批判してい るが、かかる場合に形式的な個別財産の移転による財産上の損害のみでなく実質的な 財産的損害を必要とする実質的個別財産説は、そもそも詐欺罪を個別財産に対する罪 と捉えている点と矛盾しているのではないか。
- 2. 形式的個別財産説が「財物や利益の喪失」を財産上の損害と解している一方で、 実質的個別財産説は詐欺罪の成立に「実質的な財産損害」という条文に記載のない 「財産上の損害」を求めるものである。この点において、実質的個別財産説は罪刑法 定主義に沿うものではなく、また財物や利益の喪失に着目して判断することに支障は ないのであるから、その必要性も認められないのではないか。

15 以上